

# 機能別・横断的な金融規制体系 に向けた検討

平成30年11月  
金融庁

## 諮問 (平成29年11月16日金融審議会総会)

### 情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度のあり方に関する検討

機能別・横断的な金融規制の整備等、情報技術の進展その他の我が国の金融を取り巻く環境変化を踏まえた金融制度のあり方について検討を行うこと。

## 開催状況・審議テーマ

### 平成29事務年度

- 第1回(11月29日):機能別・横断的な金融規制の検討の必要性
- 第2回(12月15日):金融の「機能」の分類
- 第3・4回(1月17日・2月9日):金融の各「機能」において達成されるべき利益の整理
- 第5回(3月2日):達成されるべき利益の実現のために取られるべき「規制」の態様
- 第6回(3月27日):商品・サービスの提供プロセス等に着目したルール整備のあり方
- 第7回(4月19日):業務範囲規制やセーフティネット等の考え方と機能別・横断的な規制体系
- 第8・9回(6月6日・18日):中間整理

### 平成30事務年度

- 第1回(9月25日):情報の適切な利活用
- 第2回(10月25日):中間整理に関するヒアリング
- 第3回(11月9日):決済の横断法制①

## 中間整理の主なポイント

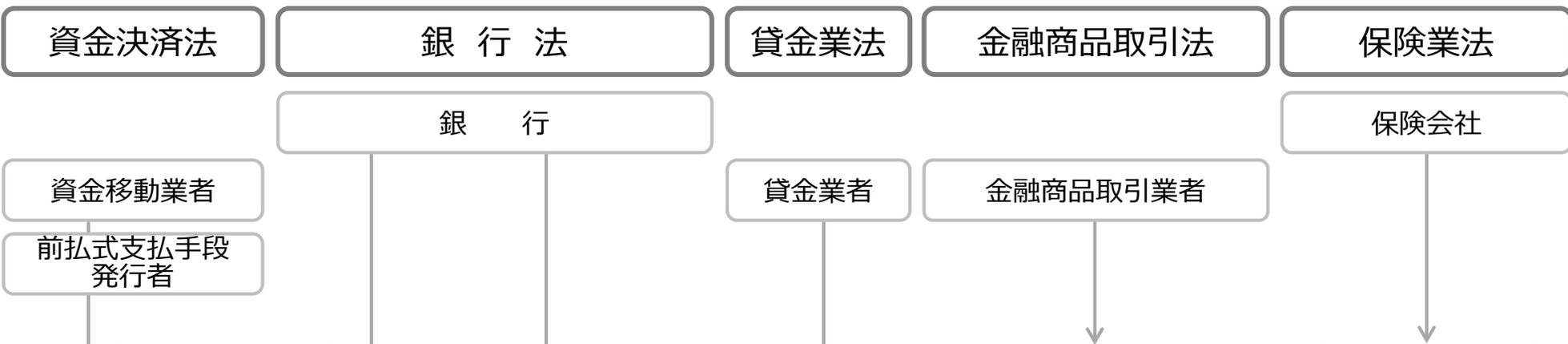
- ITの進展等により、さまざまな主体が、金融サービスを個別の機能に分解して提供(アンバンドリング)する動きや、複数のサービスを組み合わせて提供(リバンドリング)する動きが拡大。
- 現状、基本的に業態ごとに業法が存在し、各プレイヤーのサービスが同一の機能・リスクを有していても、当該プレイヤーの属する業態ごとに規制の内容が異なり得る。
- 金融規制体系をより機能別・横断的なものとし、同一の機能・同一のリスクには同一のルールを適用することが重要。

## 当面の審議テーマ

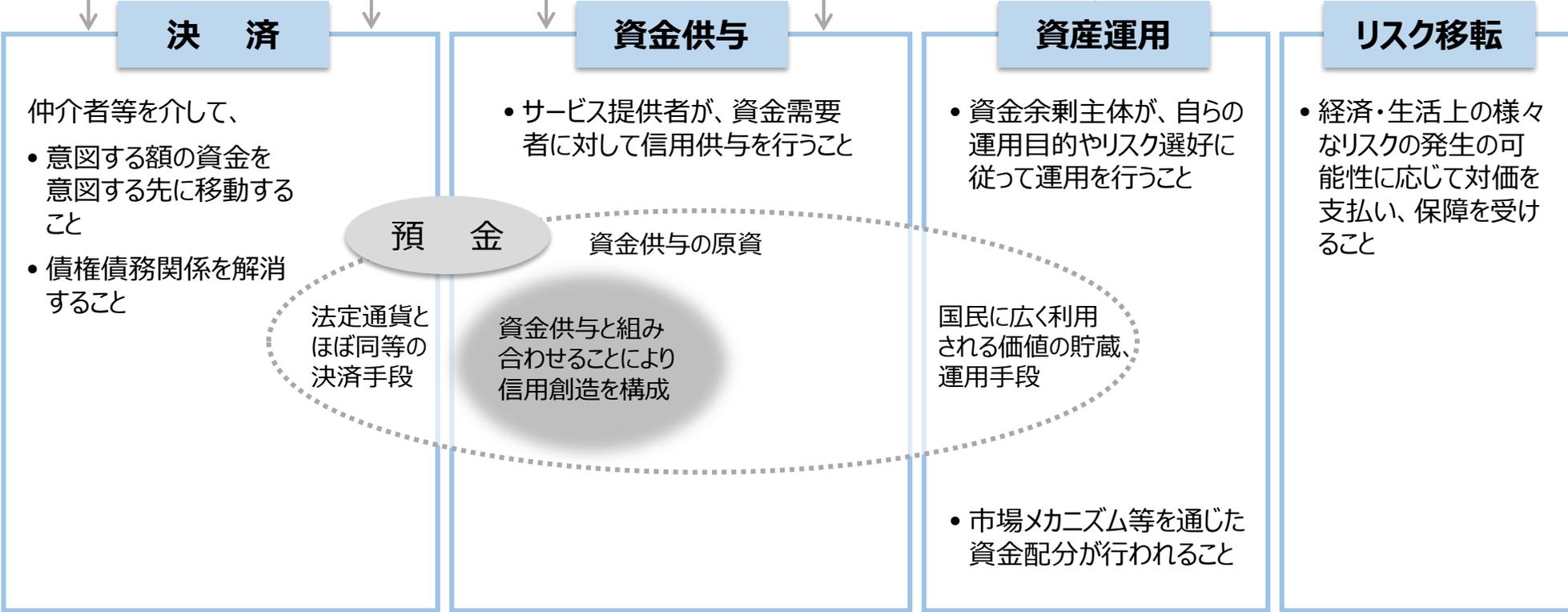
- デジタルライゼーションが加速的に進展し、情報の利活用が金融サービスのあり方に大きな影響を与えつつある中、当面、情報の利活用に関連する(1)情報の適切な利活用、(2)決済の横断法制、(3)プラットフォームへの対応、(4)銀行・銀行グループに対する規制の見直しの論点から、事業者ヒアリングを行いつつ、検討

# 金融の「機能」の分類

現行法の例



機能分類のイメージ



# 当面の検討事項（案）

- 機能別・横断的な金融規制体系を具体化していくに当たり、当面、以下のようなテーマについて、事業者ヒアリングを行いつつ、検討していくこととしてはどうか。

## （１）情報の適切な利活用

- 既存の金融機関を含め、**多様なプレイヤーが適切に情報を利活用し、利用者目線に立って競争**することを後押しすることに向けて議論

## （２）決済の横断法制

- 機能別・横断法制の検討については、まずは、情報の蓄積に有用なこともあり、近年、新たなサービスが提供されている、決済分野を中心に議論を開始することとしてはどうか
- **決済の現行制度は業態ごとに分かれている中**、利用者ニーズに対応した柔軟なビジネス選択に配慮しつつ、規模・相互関連性や取引の態様などによるリスクに応じたルールを確保していくために、**決済分野の機能別・横断法制をどのように設計していくか**について議論

## （３）プラットフォームへの対応

- プラットフォーマーは、決済等のサービスで情報を蓄積しつつ多様なサービスを提供すると考えられるところ、以下を含めて広く検討してはどうか
- **ITを用いて情報を利活用し、個々の利用者ニーズに即した利便性の高いワンストップサービス**を目指す業者などが、決済に加え、資金供与等の多様な商品・サービスを提供していく動きに対して、**機能別・横断法制としてどのように考えるべきか**、また、**膨大な情報を蓄積しつつ多様なサービスを提供する場合をどうとらえるべきか**について議論

## （４）銀行・銀行グループに対する規制の見直し

- 情報の利活用をはじめ外部環境が大きく変化する中、決済・資金供与・預金受入れの一体的な提供を前提とする銀行規制について、**環境変化にそぐわなくなっている部分の見直し**に向けて議論

# 銀行と送金サービス提供者（資金移動業者）

		銀行	送金サービス提供者 (資金移動業者)	【参考】 英国の送金サービス提供者 (payment institution)
参入形式		免許制	登録制	認可制 (authorisation)
取扱可能な「決済」の 範囲		制限なし	1回100万円以下に限る	制限なし
利用者資金の滞留		制限なし (預金)	制限なし 出資法との関係で送金に関連した 資金のみ滞留することとなるが、 資金決済法においてその取扱いに 関する明文の制約はない	① 具体的な送金指図を伴わない 利用者資金は受入不可 ② 利用者資金は、運用・技術上 必要とされる以上の期間保持 されるべきでない
破綻リスクの 低減	財務	① 最低資本金 (20億円) ② 自己資本比率基準 ③ 早期警戒制度・早期是正措置	特になし 「適正かつ確実に遂行するために 必要と認められる財産的基礎」	自己資本額 12.5万ユーロ (約1,600万円) 以上
	業務範囲	固有業務・付随業務・ 他業証券業・法定他業に限定	特になし 他に行う事業が公益に反しないこと	特になし 他に行う事業に係る法令に従うこと
破綻時の対応 (利用者資金の保全)		○ 預金保険料を保護の原資と する預金保険制度 (公的セーフ ティネット) ○ 原則1,000万円まで (決済 債務は全額) 保護 ○ 名寄せの準備義務	供託等義務 ある1週間の最高要履行保証額の 全額以上を翌週中に供託 (最低1,000万円)	保全義務 ① (受入日の翌営業日末を超え 保持する場合) 分別管理の上、 銀行預金もしくは当局が承認 した安全資産への投資 ② 保険・保証

(その他諸外国における最近の動向)

【米国】2018年7月、通貨監督庁 (OCC) は、フィンテック企業による特別目的国法銀行 (special purpose national bank) 免許の申請受付を開始する旨を公表。免許の対象業務は、①貸付、②“小切手支払関連”、であり、預金は除かれている。このうち“小切手支払関連”の具体的な内容は、今後実際に免許を取得するフィンテック企業が増えることで明らかになるものと考えられる。

【シンガポール】2017年11月、シンガポール通貨監督庁 (MAS) は、決済サービス (payment services) 法案【第2次市中協議案】を公表。同法案は現時点では議会を通過しておらず、下位規範も整備されていない。

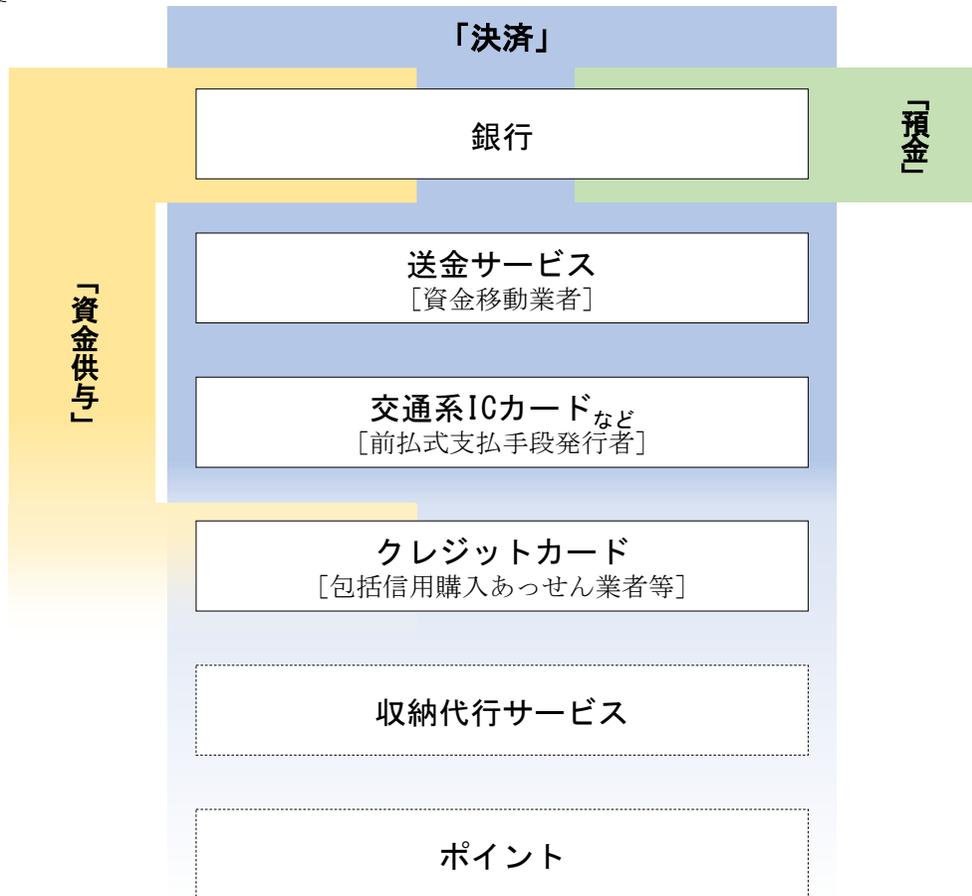
【中国】2018年6月、中国人民銀行 (PBOC) は、送金サービスの提供者に対し、中国人民銀行に預託すべき支払準備金の比率を2018年7月より段階的に引き上げ、2019年1月には100%とする旨の通知を发出。

# 「決済」分野の検討の概観

- 様々な形態をとる「決済」という機能に対し、それぞれのリスクに応じた規制が、過不足なく適用される法制の整備を検討。
- これを通じて、イノベーションやフィンテック事業者の新規参入を促進していく。

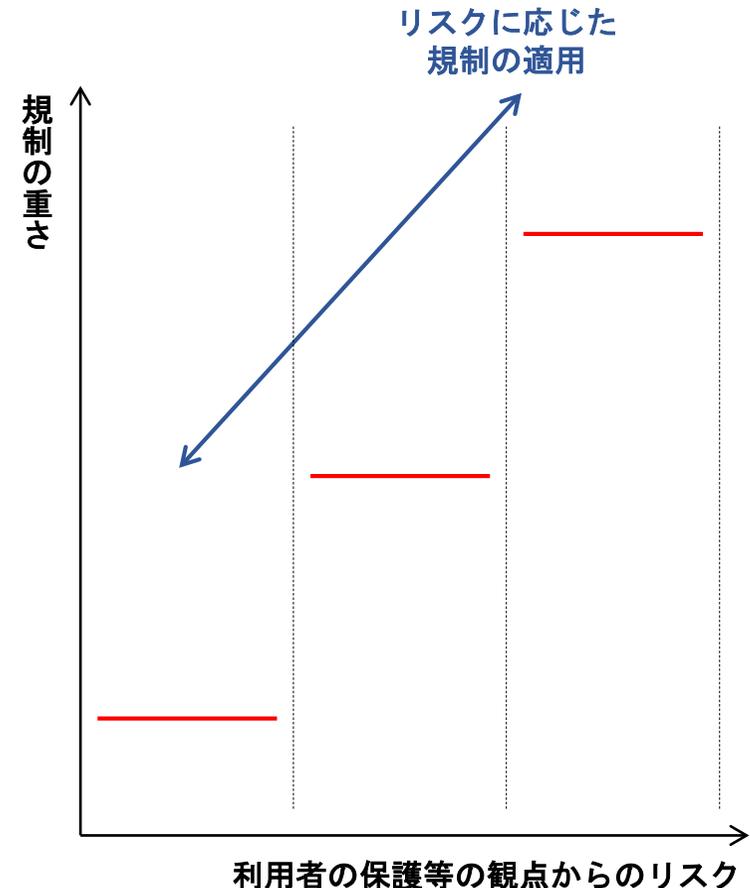
## 「規制の横断化」のイメージ

柔軟な「決済」サービス提供の障壁となる**規制の縦割構造を解消**するとともに、機能・リスクが同一であるにもかかわらず課される規制が異なることによる**アービトラージを防ぐ**。



## 「規制の柔構造化」のイメージ

「決済」サービスの規模や態様によって異なる、利用者の保護等の観点からの**リスクに応じた規制を適用**する。



# プラットフォームへの対応

利用者



商品・サービスの提供

多様な商品・サービスを提供

電子決済等代行業者  
銀行代理業者

金融商品仲介業者

保険仲立人  
保険募集人

商品・サービスの組成

銀行  
(預金・融資・決済)

証券

保険

物品

トラベル・レジャー

エンターテイメント

...

# 銀行・銀行グループに対する規制の見直し

